

恵庭市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵庭市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から恵庭市に移住した者が交付対象者の要件に該当した場合に移住支援金を交付することについて、北海道が定めるU I J ターン新規就業支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語は、次項に定めるものを除き、実施要領において使用する用語の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 北海道が選定した法人であって、北海道が開設する東京圏に在住する求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に移住支援金の対象として求人情報を掲載しているものをいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、別表に掲げる条件不利地域を除いた区域をいう。
- (3) 移住支援金 北海道と恵庭市が共同して実施する北海道U I J ターン新規就業支援事業（移住支援金事業及びマッチング支援事業をいう。）に係る補助金をいう。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身の場合 60万円
- (2) 2人以上の世帯の場合 100万円
- (3) 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合 18歳未満の者一人につき100万円

(交付対象者)

第4条 移住支援金の交付の対象となる者は、次の第1号に定める要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかの要件に該当するものとする。ただし、2人以上の世帯の交付の申請をする場合にあつては、第1号及び第6号の要件を満たす申請者を対象

とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに全て該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和2年4月1日以降に恵庭市に転入した者
- (イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後3か月以上1年以内である者
- (ウ) 恵庭市に、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して居住する意思を有している者

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のい

ずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者（世帯向けの金額を申請する場合においては、世帯員を含む。）は、過去10年以内に申請者又は世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合及び過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、北海道及び恵庭市が認める場合を除く。

(エ) その他北海道及び恵庭市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 中小企業等への就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就職先について、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就職者にとっての3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 期間の定めのない労働契約に基づく中小企業等への就職であって、当該就職に係る1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、申請日において連続して当該中小企業等に3か月以上在職している者であること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

1年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付の決定を受けていること。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 対象範囲（いずれかに該当するもの）

(ア) 恵庭市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者

(イ) 恵庭市に居住経験のある者

イ 地域の担い手確保の要件

(ア) 農林水産業に就業する者

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が交付申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、令和 2 年 4 月 1 日以降に恵庭市に転入したこと。

エ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後 3 か月以上 1 年以内であること。

オ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付申請者は、恵庭市へ転入後3か月以上経過し、かつ、中小企業等に連続して3か月以上在職した後、恵庭市移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、恵庭市長に提出するものとする。

- (1) 恵庭市移住支援金の交付申請に関する誓約書(様式第1号の1)
- (2) 恵庭市移住支援金事業に係る個人情報の取扱いに関する誓約書(様式第1号の2)
- (3) 移住者の就業先の就業証明書(移住支援金の申請用)(様式第2号の1、様式第2号の2)
- (4) 本人確認書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに恵庭市移住支援金交付決定通知書(様式第3号。)以下、「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知する。

- 2 前項に規定する審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認めたとき、又は予算上の理由等により当該年度における交付が不可であるときは、当該申請者に文書により通知する。

(移住支援金の交付)

第7条 交付決定を受けた申請者は、市長が指定する恵庭市移住支援金請求書(様式第4号)を恵庭市長に提出するものとする。

- 2 恵庭市長は、交付決定を受けた申請者に対して、請求書の提出から3か月以内に、移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、恵庭市移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第5号)を恵庭市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 恵庭市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と

認めるときは、速やかに恵庭市移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第6号）を申請者に交付する。

（対象者要件の変更見込み報告）

第10条 移住支援金の交付を受けた者は、移住支援金の交付申請日から5年以内に恵庭市から転出する見込みとなったとき、移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を退職する見込みとなったとき、又は第4条第3号に係る交付決定を取り消されたときは、速やかに恵庭市長に報告するものとし、その指示を受けなければならない。

（報告及び立入調査）

第11条 恵庭市長は、移住支援金の交付及び当事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の申請者及び交付の決定を受けた者並びに中小企業等に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第12条 恵庭市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、就職していた中小企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び恵庭市長が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額の返還は次に掲げる要件とする。

ア 虚偽の交付申請等をした場合。

イ 移住支援金の交付申請日から3年未満に恵庭市から転出した場合。

ウ 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合。

エ 第4条第3号に係る交付決定を取り消された場合。

（2）半額の返還は次に掲げる要件とする。

ア 移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に恵庭市から転出した場合。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と恵庭市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月9日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

令和4年4月1日より前に恵庭市に転入した者については、改正後の第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

令和5年4月1日より前に恵庭市に転入した者については、改正後の第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

令和7年4月1日より前に恵庭市に転入した者については、改正後の第4条及び別表（第2条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第2条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、銚子市、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村、三浦市、箱根町、湯河原町